平成２７年（フ）第１７０８号
横浜市保土ケ谷区上菅田町59番地９
破産者　杉本　辰夫
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７０９号
横浜市保土ケ谷区上菅田町59番地９
破産者　杉本麻美子
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２００８号
横浜市緑区鴨居町836番地９　第一峰ハイツ101号
破産者　大下　幸男
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３１５号
横浜市都筑区牛久保東２丁目３番２号　セントハイツＥ－201
破産者　伊藤徹二郎
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５号
横浜市旭区左近山157番地５　左近山団地４街区９棟204号
破産者　菊池　幹子
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９９号
神戸市西区南別府３丁目１－14　ル・コントワール201号室、開始決定時住所神戸市西区北別府３丁目３番地の３　913号
破産者　森　　信
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４４８号
北九州市八幡西区陣原３丁目24番11－901号
破産者　古海有希子
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５８９号
北九州市小倉北区三萩野１丁目６番12－304号
破産者　仲田　　満
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６号
大分県玖珠郡九重町大字湯坪1104番地の３
破産者　周宝　宏二
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１４４号
山梨県甲府市中村町７番12号　レオネクストフラワー106、開始決定時の住所山梨県甲府市天神町５番10号　レジデンス桂Ｃ305号
破産者　吉野　高弘
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６３４号
札幌市南区澄川１条１丁目５番８号　コーポ似和105
破産者　高木　修一
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７３８号
札幌市西区八軒７条西６丁目１番５－303号
破産者　前田　悦子
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９３０号
東京都板橋区蓮沼町36番１－502号、開始決定時北海道札幌市東区北９条東８丁目４番32－605号
破産者　西田　和久
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０７１号
北海道江別市大麻宮町４番地　７－108
破産者　藤岡　　守
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８号
宮城県登米市南方町鴻ノ木35－１　南方イオン跡地１期仮設住宅12－４
破産者　宮川　安正
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第５５号
茨城県鹿嶋市大字谷原1122番地
破産者　根本　　勉
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２４２号
茨城県常総市中妻町4962番地３
破産者　大塚　　勉
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２１２号
群馬県伊勢崎市境島村1968－346、住民票上の住所群馬県伊勢崎市馬見塚町1343番地２
破産者　大竹　澄子
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係